

## 令和3年度「ドライブレコーダー等安全機器」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

### 1. 申請受付期間

#### (1) 1次受付期間 令和3年6月1日～令和3年6月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1機未満切捨て、但し最低数は1機）

但し、1事業者1機で予算オーバーする場合は、令和2年9月のアンケート提出者を優先し、その後、先着順とする。

#### (2) 2次受付期間 令和3年7月1日～令和3年12月24日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

\*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

### 2. 申請対象者

(1) 令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に、新品機器を購入またはリースあるいは割賦販売で装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

### 3. 対象装置・車両

(1) ドライバーの安全運転意識の高揚に効果のあるドライブレコーダー（映像や走行に関するデータを記録する機能を有する車載器と解析ソフト等事務所機器）で、（公社）全日本トラック協会が認めたものとする。（別表の通り）

(2) 車載器を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

### 4. 助成金額・予算枠

#### (1) 助成額（1機当たり）

ドライブレコーダーの導入費用の2分の1（一体型は4分の1）で限度額は、次のとおりとする。ただし、千円未満は切捨てとする。

##### ① 車載器1機当たり 50,000円

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

##### ② 事務所機器1機当たり 50,000円（1会員事業者1機のみ）

解析ソフト及びカード読込機器でインストール費用等は除く。また、EMS用機器（デジタコ）助成金との併用は出来ません。

【注意】事務所機器の助成金の有無は、鳥ト協へ事前にご確認ください。

#### (2) 予算枠 鳥ト協 400万円

### 5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

① ドライブレコーダー（車載器）…………… 6台

② ドライブレコーダー（事務所機器）……… 1台

### 6. 申請時提出書類

① ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書（様式1）

② 導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

### 7. 交付決定日

ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

### 8. 実績報告期限 令和4年2月15日（火）

提出書類

① ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書（様式3）

② ドライブレコーダー等安全機器装着証明書（様式4）・アプリケーションは不要

③ 請求書（写）… 機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④ 領収書（写）… 請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合もディーラーが発行したリース会社等の領収書が必要です）

⑤ リース契約書等（写）… 機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

⑥ 割賦販売契約書（写）… 機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載があるもの

⑦ 装着車両の自動車検査証（写）

9. 申請をされる方は、ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

## ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会  
改正 平成 31 年 3 月 27 日

（目的）

第 1 条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、ドライバーの安全運転意識の高揚、交通事故の減少に効果があると思われるドライブレコーダー等の導入に対して助成金を交付する。

（対象機器）

第 2 条 助成の対象となるドライブレコーダー等安全機器（以下「機器」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定めた「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン規程」の要件を満足する機器、全ト協が機能に応じて「簡易型」、「標準型」、「運行管理連携型」、「スマートフォン活用型」として認めた次の各号に掲げる機器とする。

- ① 映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載機（以下「車載器」という。）と解析ソフト等事務所機器（以下「事務所機器」という。）とし片方みの助成も可とする。
- ② 多機能情報端末を有する携帯電話等（以下「スマートフォン等」という。）に対応した前号の機能を有するアプリケーション。
  - 2 助成の対象となる車載器、事務所機器、アプリケーションは、別表のとおりとする。
  - 3 機器の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

（助成対象）

第 3 条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

（装着対象車両）

第 4 条 車載器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

（助成金の交付額）

第 5 条 助成金の交付額は、次の各号のとおりとする。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

- ① 第 2 条第 1 項第 1 号の車載機の 1 機当たりの助成金の交付額は、導入費用の 2 分の 1 で限度額を 50,000 円とし千円未満は切捨てとする。

ただし、国の補助金が交付された機器には、全ト協助成金は交付しない。  
また、予算枠を超過した場合は、助成金は支払わないものとする。
- ② 第 2 条第 1 項第 1 号の事務所機器の 1 機当たりの助成金の交付額は、導入費用の 2 分の 1 で限度額を 50,000 円とし千円未満は切捨てとする。
  2. ドライブレコーダー機器等で、後方視野確認支援装置に相当する機能を有する一体型の場合は、ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金と安全装置等導入助成金との両方の助成金を交付する。

ただし、一体型の判断は、全ト協の装置一覧のとおりとする。  
この場合の本要綱による 1 機当たりの助成金の交付額は、導入費用の 4 分の 1 とし、限度額は前第 1 項第 1 号および第 2 号のとおりとする。  
ただし、千円未満は切捨てとする。  
また、国等の補助金および助成金の合計が機器の導入費用を超えない範囲とする。

（助成の上限機数）

第 6 条 1 会員事業者に対する助成機数は、その都度定める。

（交付申請）

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2「ドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式3の「ドライブレコーダー等安全機器導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「実績報告書」という。)および様式4の「ドライブレコーダー等装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 助成金の交付を受ける事業者は、鳥ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒアハリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成19年5月11日より施行する。

平成20年7月10日 一部改正(平成20年7月10日施行)

第2条第1項・第2項、第5条

平成22年7月7日 一部改正(平成22年7月7日施行)

第5条第1項・第2項

平成23年6月21日 一部改正(平成23年6月21日施行)

第2条第1項第1号・第2号・第3項、第3条、第5条第1項第1号・第2号・第3号、第9条

平成24年6月29日 一部改正(平成24年6月29日施行)

第2条第1項・第2号・第2項、第3条、第5条第1項第1号・第2号・第3号、

第7条第1項、第9条第1項、第10条、第11条、第12条

平成25年5月13日 一部改正(平成25年5月13日施行)

第1条、第3条、第5条第1項第1号

平成26年3月18日 一部改正(平成26年4月1日施行)

第5条第2項

平成29年3月22日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第2条、第5条第1項・第3項、第9条、第11条、第12条

平成30年3月23日 一部改正(平成30年4月1日施行)

第13条、第14条

平成31年3月27日 一部改正(平成31年4月1日施行)

第5条、第10条、第14条